

axis news

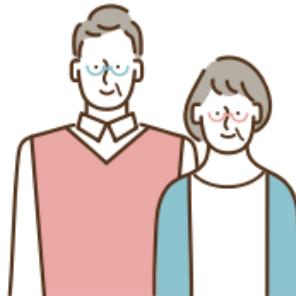
アクシスグループ

7

2024

COLUMN

事業承継のウラ話
～先代との関係は？～



知りたいあれこれ Q&A

相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ限定承認とは？

今月のアクシススタッフ



COLUMN

事業承継のウラ話 ～先代との関係は？～



columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆
アクシスグループ代表 川人 広平



事業承継の

ウラばなし

～先代との関係は？～



当社のお客様の中にも、今後事業承継を進める予定があるもしくは現在進行形で進めていらっしゃるかと思います。今回は親子での事業承継にフォーカスを当てて、みなさんが気になるポイントを当社の実例をもとにお話をしたいと思います。

01 川人親子は喧嘩しないのか？

多くの企業で「親子で承継」となると、喧嘩して仲が悪くなったりするイメージもあるかと思います。実は私も、父である先代の洋一さんに反発していたことも時々ありました。あれこれ細かいことを言われたりすると「分かっとるわ！」という態度をとつてみたり。普段私と接している方々にとっては、円満な事業承継をしているというイメージがあり、意外と変われるかもしれません。しかし、私がいくらこのような態度をとっても、洋一さんは全く怒りませんでした。それは本当に凄いと思いますし、感謝すべきところだと思っています。もしも先代が「なんだお前！親に対してその口の利き方は！」と怒鳴ってしまうと、恐らく親子関係に亀裂が入り、修復も難しくなると思います。

02 後継者 特有の緊張感

もちろん、先代がこのような指摘てくる気持ちが分からぬわけではありません。私自身も年下のスタッフと一緒に仕事をしていると、あれこれ口出したくなるんですね。それに対して、言わされた方としては「分かっとるわ！」と反発したくなる気持ちも出てくると思います。後継者って毎日かなり緊張感があると思うんですね。経営者歴の浅から来るものもありますし、責任感ややる気。当事者意識の裏返しもあると思います。自分がこの先、30年、40年とこの会社を経営していく中で「完璧にできないといけない！自分がこっからしないといけない！」という気持ちがあるんすよね。

また、会社の関係者の方々やお客様から「あの後継者はダメ」「経営者に向いてない」と思われるのも嫌だという気持ちから肩に力が入ってしまうのもあると思います。反発する態度や発言というのは、経営者としての自覚の裏返しでもあるのです。

03 先代の力を上手く借りない手はない

ただ、あるときから先代に反発したり、機械を悪くしている自分がまるで幼い子供のよう、みっともない感じるようになりました。また、これまで自分は経営を継いだのだから何でも自分でできなくては！」と思っていたましたが、自分が税理士として客観的に親子承継をされている「されようとしている様々な企業様と接させて頂く中で、自分も外部の人間として、若い経営者の方が何でも一人で完璧にならなければならないと思って見てている訳でもないです。そもそも若い後継者に対して「完璧にてきて当然」とは思っていないと気付きました。逆に、自一人で何とかしようとするのではなく、時には経営者としての経験が長く、スキルも高い先代の力を上手く借りて経営をしていく後継者の方が人間としての器も大きく、周りから見て安心感があるのではないかと思いつめました。実際に現場で「これは先代の方のやりた方がいいな」といった場面もありますし、「自分はまだまだ力不足だ」と感じる場面に直面することも多々あります。他にも先代が過去に経験しているであろう状況を目の当たりにすることもあります。そのうなところには、一つの事例として当時の状況や解決策を教えてもらおう方が良いに決まっていますよね。

このような考え方方に変わってから、自ら洋一さんに相談する機会が増えましたし、洋一さんと一緒にお客様のところへ訪問し、対応してもらうことも増えました。洋一さんは、「最近広平から相談してることが増えた」と満足気でした。また、上司と部下の関係でも同様ですが、やはり自分自身が少し困った状況で先代が「俺に任せとけ！」と具体的な行動で示し、言葉ではなく背中を見てくれることで、後継者から先代への尊敬が生まれることもあると思います。当社の先代と後継者もまだまだこれからですが、このような関係を築くことが、成功する事業承継の秘訣だと思います。

YouTubeでもっとリアルに語っていますので、どうぞご視聴ください！▶



Q & A

No.57



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を
お伝えしていきます。

今月の講座

「相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ限定承認とは」

—相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ“限定承認”とは—

相続問題というと、相続税の問題や相続人同士の適度分割問題を真っ先に思い浮かべる方が多いのではないかでしょうか？
今回は、借金や負債といったマイナスの財産における注意点についてご紹介したいと思います。

Q. 注意すべき“マイナスの財産”とは？

A. 被相続人の財産はプラスの財産だけではなく、時にはマイナスの財産として借金や負債などが残されている可能性もあります。こうしたマイナスの財産は被相続放棄をすれば引き継ぐことはないのですが、問題は相続時には表に出にならなかった借金などがこれから発覚する場合です。借金の存在を知らないばかりではそのまま相続したもののが、後になって借金が発覚したという場合は、何としても避けるべき重大な相続トラブルです。

Q. マイナス財産への対処法はあるの？

A. マイナスの財産の存在が疑われる場合の対処法として「限定承認」という制度があります。

相続には現金や不動産といったプラスの財産、また、借金や負債といったマイナスの財産があります。マイナスの財産がある場合は、相続した人に返済等の義務が発生します。それらのすべての財産を無条件に相続することを単純承認といい、すべての財産を相続を放棄することを選択放棄といいます。しかし、プラスの財産とマイナスの財産の両方があり、どちらが上回っているのかが判断せずに相続時に単純承認とするのか、もしくは相続放棄とするのかがわからない場合もあります。そのような場合に、プラスの財産から借金や負債を清算し、そのうえで残った分を相続するという限定承認が有効となります。単純承認と違い、マイナスの財産を相続する範囲を限定できるため、マイナス財産がプラス財産を超えてしまって心配がありません。また、限定承認は被相続人の借金や負債の有無が判断しない場合以外にも、被相続人が誰かの連帯保証人になっている可能性がある場合や遺産の中にどうしても残したいものがある場合、被相続人の借金問題を次の世代に引き継がせたくない場合にも、とても有益な制度となっております。

Q. 限定承認を行う上の注意点は？

A. 注意点は2つあります。1つ目の注意点は、限定承認の意思表示を行なうには期限があるということです。限定承認の申し立ては家庭裁判所に対して相続開始から3ヶ月以内に行わなければなりません。それを過ぎてしまうと自動的に単純承認になります。

例外として、遺産調査など間に合わせ、申し立て期限を過ぎてしまふかもしれないときは期間の伸長を申し立てることにより期限を延ばすことも可能です。しかしこれについても相続開始から3ヶ月以内に申し立てをしておかなければなりません。

2つ目の注意点は、限定承認の申立ては法定相続人全員で行わなければならないことです。相続人のうち1人が単純承認をしてしまうと、ほかの相続人は単純承認をするか相続放棄をするかの選択しかできなくなります。また、限定承認手続きが進行中の段階で相続人の1人が遺産の売却や贈与を行うと、自動的にその相続は単純承認となってしまいます。限定承認を選択する場合は、事前に相続人全員の合意形成が必要になるということです。

限定承認は相続問題の意外な盲点である被相続人の借金や負債の問題。さらには連帯債務保証といい「隠れ負債」の問題にとってて大変有益な対処法となっていますが、手続きがとても複雑であり、また、申し立ての期間もあたるため、実はあまり適用されていない制度でもあります。今回、この記事をご覧になられている方で限定承認についてより詳しく知りたいという方は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

思わず目に留まった商品3選



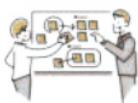
みなさんは、ECサイトやSNS、店内で商品を見ているときに思わず目に留まった商品に出会ったことはありませんか？
今回は、たくさんある商品の中でも私が思わず目に留まった商品を3つご紹介したいと思います！

- ・なぜこの商品に惹かれたのか？
- ・そこからヒントを得たアイディアについても記載しているので、ぜひ最後までご覧いただけたら嬉しいです！

＼私が執筆しました／
企画部 佐藤 美優



中堅社員を対象とした研修に意味はあるのか？研修の効果とは？



今回は参加する社員の立場で、研修や勉強会などに対する率直な感想と得られる効果について、お話ししたいと思います。
また、私がこれまでに参加した様々な研修の中で印象に残っている研修の事例もお伝えしますので、会社の取り組みとして、社員研修などをご検討されている皆様のご参考になれば幸いです。ぜひ、最後までご覧ください。

＼私が執筆しました／
企画部 百南 幸奈



PDCAに活用できる！LINEの分析機能



近年、ビジネスでLINEを活用する企業はとても多くなりましたね！当社の企画広報支援サービスでも、LINEの設計や運用施策についてご相談をいたたく機会も増えてきました。

ビジネスアカウント運用の際には、画面下部にリッチメニューを設けて様々なコンテンツを提供することが一般的になりましたが、そのメニュー設計に悩まれる方も多いのではない

でしょうか？

今回はLINE運用で迷った時に役立つ、LINEの「分析機能」についてご紹介したいと思います。PDCAに基づく運用改善を行う際にも活用できますので、是非ご覧ください！

＼私が執筆しました／
企画部 棚本 瑞子



アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051

徳島県徳島市北島町

1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005

吉野川市鷲島町喜来字宮北

485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079

香川県高松市松崎町

1050-27

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

[東京支店]

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号